

石垣市固定資産税課税免除申請提出書類一覧およびチェックリスト

事業所名	
担当者名	
電話連絡先	
電子メールアドレス	
※この申請に应答する方の連絡先をご記入ください。	

課税免除を申請する場合は、次の書類を準備し、1～3の要領で提出をお願いします。

- 1 下記電子メールアドレスまたは窓口、郵送のいずれかで提出してください。
- 2 紙文書2部を原則A4サイズに統一し、表の番号順に並べ編綴して提出してください。
- 3 電子データは、PDFやエクセル形式で、下記電子メールアドレスへ提出してください。

※容量が大きい場合は、CD等で提出してください。

(共通)

提出書類リスト		新規・ 増設	継続	備考/ 紙及び電子データ	確認 欄
①	課税免除申請書類チェックリスト	○	○	このチェックリストを添付/紙文書	
②	固定資産税課税免除申請書	○	○	紙文書及び電子データ	
③	青色申告書(写)	○	○	別表1(1)直近分/ 紙文書及び電子データ	
④	決算報告書(写)	○	○	直近分/紙文書及び電子データ	
⑤	定款、法人登記簿等(写)	○	○	紙文書及び電子データ	

(土地) ※土地取得後1年以内に課税免除対象家屋等建設の着工があった場合に限りです。

⑥	土地の売買契約書及び領収証(写)	○		紙文書及び電子データ(PDF)	
⑦	土地の登記簿謄本(写)	○		紙文書及び電子データ(PDF)	
⑧	家屋建設の着手届等(写)	○		紙文書及び電子データ(PDF)	

(家屋)

⑨	建築確認通知書及び検査済証(写)	○		紙文書及び電子データ(PDF)	
⑩	建築請負契約書及び領収証(写)	○		紙文書及び電子データ(PDF)	
⑪	家屋の登記簿謄本(写)	○		紙文書及び電子データ(PDF)	
⑫	対象資産の写真・平面図等	○		紙文書及び電子データ(PDF) 按分がある場合は、その計算書	

(償却資産)

提出書類リスト		新規・ 増設	継続	備考/紙及び電子データ	確認 欄
⑬	償却資産申告書	○	○	毎年1月31日提出期限	
⑭	前年中取得資産明細書	○		前年中に新設又は増設した資産で、課税免除対象となる資産を記載する※設置場所や基地局単位で記載する/紙文書及び電子データ(エクセル)	
⑮	前年前取得資産明細書		○	前年より前に取得した資産で、課税免除対象となる資産を記載する/紙文書及び電子データ(エクセル)	
⑯	前年中減少資産明細書		○	前年中に減少した課税免除適用資産を記載する/紙文書及び電子データ(エクセル)	
⑰	青色申告書(写)	○	○	別表16直近分/紙文書及び電子データ	
⑱	償却資産の写真及び機能、客観的生産能力を示す資料(償却資産の機能の確認ができるもの)	○	○	写真に番号を付し、申請資産がその事業に供しているかわかるよう機能や役割等の説明を記載する。増設の場合は、性能等拡張の説明を記載する。/紙文書及び電子データ	
⑲	償却資産の配置図	○		当該資産の位置や場合が確認できるように上記⑱の番号を図に明示する	
⑳	事業所全体の平面見取り図	○		紙文書及び電子データ	
㉑	製造工程図及び完成品に関する資料等	○		製造工程等における当該資産の位置付け、機能、客観的生産能力を示す資料及び生産工程図・写真等/紙文書及び電子データ	
㉒	会社概要パンフレット等	○		紙文書及び電子データ	
㉓	賃貸借契約書又は使用許可証(写)	○※		※賃貸の場合のみ/紙文書及び電子データ	
㉔	産業高度化・事業革新措置実施計画認定申請書(写)※沖縄県に提出したもの	○		紙文書及び電子データ	
㉕	産業高度化・事業革新措置実施計画認定書(写)※沖縄県知事の認定	○		紙文書及び電子データ	
㉗	沖縄振興特別措置法第36条の規定に基づく産業高度化又は事業革新に特に資するものとして主務大臣が定める基準に係る確認申請書(写)※国に提出したもの	○		紙文書及び電子データ	
㉖	沖縄振興特別措置法第36条の規定に基づく確認書(写)※大臣の認定	○		紙文書及び電子データ	

○お問合せ・提出先

〒907-8501 沖縄県石垣市真栄里672番地
 総務部 税務課 資産税係
 TEL : 0980-87-9043/FAX:0980-82-9932
 E-mail : zeimu@city.ishigaki.okinawa.jp